

社団法人 中国地方総合研究センター

定 款

平成18年1月19日改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人中国地方総合研究センターという。英文では、Chugoku Regional Research Center (略称 CRRC) と表示する。

(事務所)

第2条 社団法人 中国地方総合研究センター(以下「総合研究センター」という。)は、事務所を広島県広島市に置く。

(目 的)

第3条 総合研究センターは、地域経済に関する総合的研究調査を行い、中国地方の開発と産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 総合研究センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中国地方の社会経済及び総合開発に関する調査研究
- (2) 瀬戸内海地域の社会経済及び総合開発に関する調査研究
- (3) 地域経済に関する統計、研究、調査報告書の刊行及び機関誌の発行
- (4) 研究会、講演会、講習会等の開催
- (5) 資料の収集、整備、交換及び利用の促進
- (6) その他目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 総合研究センターの会員(以下「会員」という。)は、総合研究センターの目的に賛同し、その事業の達成に積極的に協力するため入会した個人又は団体とし、会員は民法上の社員とする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第 9 条 会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 総合研究センターの定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 総合研究センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員の資格を利用して不正の行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役 員 等

(役員の種類及び役員を選任等)

第 12 条 総合研究センターには、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 3 名以内
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 常務理事 3 名以内
- (5) 理 事 会長、副会長、理事長及び常務理事を含む 35 名以上 40 名以内
- (6) 監 事 2 名以上 5 名以内

2 役員は、会員（団体たる会員にあっては、当該団体の役職員のうちから当該団体の長が指名した者）のうちから総会において選任する。

3 前項の規定にかかわらず、理事長、常務理事及び 4 名以内の理事は、会員以外の者のうちから総会において選任することができる。

4 理事及び監事は、兼ねることができない。

5 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員の職務)

第 1 3 条 会長は、総合研究センターを代表し、会を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 理事長は、総合研究センターの会務を総理する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の定める業務の執行に関して、会務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、総合研究センターの業務の執行に関する事項を決定する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員の任期)

第 1 4 条 役員の任期は、選任を受けた定期総会の翌日から、その定期総会后 2 回目の定期総会の日までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が終了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 1 5 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第 1 6 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(相談役、顧問、参与及び幹事)

第 1 7 条 総合研究センターに相談役、顧問、参与及び幹事若干名を置くことができる。

- 2 相談役は、総合研究センターの役員として特に功労があった者のうち、総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 相談役は、重要な事項について会長の相談に応じ、助言することができる。
- 4 顧問、参与及び幹事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 5 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

6 幹事は、第4条各項の企画立案にあたる。

7 相談役、顧問、参与及び幹事には、第16条の規定を準用する。この場合において、この規定中「役員」とあるのは「相談役、顧問、参与及び幹事」と読み替えるものとする。

第4章 総 会

(種 別)

第18条 総合研究センターの総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 収支予算の決定及び決算の承認
- (3) その他理事会において必要と認めた事項

(開 催)

第21条 定期総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第22条 総会は、第13条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(表 決)

第25条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会員の表決権は、1名につき1個とする。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(書面審議)

第27条 会長は、天災その他やむをえない理由により総会を開くことができないと認めるとき又は緊急を要するときは、総会の構成員に書面を送付して賛否を求め、総会に代えることができる。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第13条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、第13条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日

以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。

ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会については、第24条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 総合研究センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金収入
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第36条 総合研究センターの財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 総合研究センターの経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 総合研究センターの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 総合研究センターの事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週

間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第41条 総合研究センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第42条 総合研究センターの事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第44条 総合研究センターは、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第45条 総合研究センターの解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、総合研究センターと類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第46条 総合研究センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) 定款に定める機関の議事に関する書類

(9) 理事及び監事の履歴書

(10) 職員の名簿及び履歴書

(11) その他必要な帳簿及び書類

- 2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第9章 補 則

(細 則)

- 第48条 この定款に定めるもののほか、総合研究センターの運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 社団法人中国地方総合調査会の設立総会において選任された役員は、第11条第2項及び同条第3項の規定による選任があったものとみなす。
- 3 社団法人中国地方総合調査会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第19条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

付 則

- 1 この定款は、国土交通大臣の認可のあった日から施行する。